

災害に備える民生委員児童委員活動および 民児協組織体制整備に関する調査報告書

— ダイジェスト版 —

● 調査の趣旨

北海道民生委員児童委員連盟では、「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を作成し、日常的な活動の延長線上に災害時の支援があるとの認識のもと、「災害に備える民児協づくり」に関する普及・啓発に取り組んでいます。

このたび、現状において災害に備える個人の関わりや取り組みと組織体制づくりの全道的な状況を把握し、新たな災害時活動指針の策定にあたっての基礎研究を行うことを目的として、調査を実施しました。本冊子は、その調査結果の中から主だった項目を抽出し、ダイジェスト版として取りまとめたものです。

なお、調査の集計・分析をご担当された一般社団法人ウェルビーデザイン篠原辰二理事長から、各設問に対するコメントをいただいております。今後の活動や災害に備えた取り組みの参考としてご活用ください。



● 調査概要

【調査1】 災害に備える民生委員児童委員活動に関する調査

調査対象 民生委員児童委員、主任児童委員

調査項目 ① 自治体等関係機関との連携
② 個人の防災対策

【調査2】 災害に備える民児協組織体制整備に関する調査

調査対象 法定単位民児協、市連合民児協

調査項目 ① 所属区域の概況
② 地域との連携
③ 要援護者等の個人情報の管理
④ 平時における体制整備
⑤ ハンドブックの活用状況

調査報告書の詳細は道民児連ホームページで閲覧できます。

執筆者プロフィール

しの はら しん じ
篠原 辰二氏（一般社団法人ウェルビーデザイン理事長）

1976年北海道伊達市生まれ。社会福祉士、防災士。道内2市町において14年間社会福祉協議会職員として勤務した後、一般社団法人ウェルビーデザインを設立し、現理事長を務める。「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」の編集に携わり、本調査の集計・分析を担当。他にも全民児連発行『ひろば』への寄稿など、実務と研究の両面から地域福祉と災害福祉の推進に取り組んでいる。災害時の支援の視点をまとめた「図解でわかる災害福祉（中央法規出版、2025年11月）」を執筆（共著）。



I

災害に備える民生委員児童委員活動に関する調査

住民の避難行動の支援に関する事項

(1) 「避難行動要支援者の個別避難計画の作成」行政からの協力依頼(対象世帯の調査等)の有無

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 依頼を受けている	1,361	26.4%	661	31.3%	2,022	27.8%
イ. 依頼を受けていない	3,292	63.8%	1,210	57.3%	4,502	61.9%
ウ. わからない	470	9.1%	207	9.8%	677	9.3%
欠 損 値	36	0.7%	35	1.7%	71	1.0%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

(n=7,272)

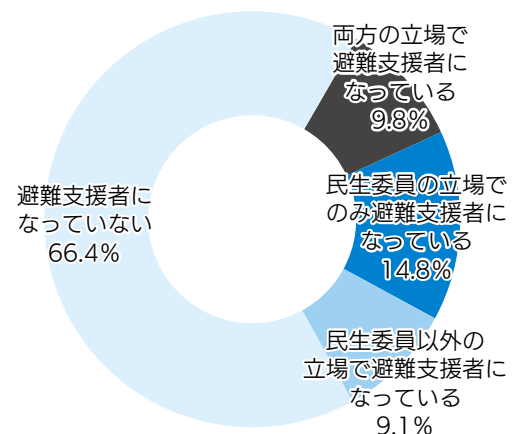
【篠原氏のコメント】

国では避難行動要支援者名簿に掲載されている全ての住民に対し、具体的な避難支援方法を定めた「個別避難計画」を作成することと作成にあたっては民生委員を含む地域関係者の協力を得るなど、推進体制の整備を自治体に求めています。市では4人に1人(26.4%)の委員が、町村では3人に1人(31.3%)が協力依頼を受けていることがわかりました。

(2) 個別避難計画に基づく避難支援者になっているか

		問2 民生委員の立場で避難支援者に		
		なっている	なっていない	合 計
問3 民生委員以外 の立場で避難 支援者に	なっている	686 (9.8%)	639 (9.1%)	1,325 (18.9%)
	なっていない	1,035 (14.8%)	4,659 (66.4%)	5,694 (81.1%)
	合 計	1,721 (24.5%)	5,298 (75.5%)	7,019 (100.0%)

(n=7,019)



【篠原氏のコメント】

全民児連の指針では、民生委員は避難後の被災者支援を担う立場にあり、「避難支援者になることは適当ではない」と記載されていますが、実際には民生委員の立場でのみ避難支援者になっているのは7人に1人(14.8%)、民生委員以外の立場でのみ避難支援者になっているのは11人に1人(9.1%)、両方の立場で避難支援者になっているのは10人に1人(9.8%)になっています。より安全な避難支援を行うように気をつけましょう。

(3) 民生委員の立場で行政から「避難行動要支援者名簿」の提供を受けているか

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 提供を受けている	2,138	41.4%	856	40.5%	2,994	41.2%
イ. 提供を受けていない	2,605	50.5%	1,061	50.2%	3,666	50.4%
ウ. わからない	379	7.3%	175	8.3%	554	7.6%
欠 損 値	37	0.7%	21	1.0%	58	0.8%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

(n=7,272)

【篠原氏のコメント】

災害対策基本法では、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社協、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」として例に挙げ、市町村が定める地域防災計画においてその範囲を規定し、避難行動要支援者名簿の利用及び提供を行うことを求めています。令和7年4月1日現在では名簿情報を提供する先に民生委員が位置付けられているのは札幌市を除く165自治体ですが、実際には2人に1人（50.4%）の委員が名簿を受け取っていないことがわかりました。

(4) 「非常持ち出し品」準備状況【複数回答】

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. ウェットティッシュ	3,078	59.7%	1,188	56.2%	4,266	58.7%
イ. 使い捨てカイロ	2,309	44.8%	885	41.9%	3,194	43.9%
ウ. 電池、予備バッテリー	3,134	60.7%	1,132	53.6%	4,266	58.7%
エ. 携帯ラジオ（アプリ含む）	3,561	69.0%	1,311	62.0%	4,872	67.0%
オ. ホイッスル（笛）	1,516	29.4%	513	24.3%	2,029	27.9%
カ. 明かりがとれるもの（懐中電灯等）	4,063	78.8%	1,575	74.5%	5,638	77.5%
キ. 暖がとれるもの（毛布等）	2,619	50.8%	1,021	48.3%	3,640	50.1%
ク. 着替え	1,563	30.3%	650	30.8%	2,213	30.4%
ケ. 使い捨てトイレ	1,449	28.1%	492	23.3%	1,941	26.7%
コ. 衛生用品（マスク、消毒液等）	3,104	60.2%	1,160	54.9%	4,264	58.6%
サ. 特に準備していない	835	16.2%	403	19.1%	1,238	17.0%

(n=7,272)

【篠原氏のコメント】

全民児連では災害に備える民生委員の行動として、「自身と家族の安全確保を優先する」「率先避難を行い周囲の住民に避難を促す」の2点を重視してきました。安全確保や率先避難を円滑に行うためには日ごろからの準備が重要です。しかし、道内の民生委員のおおむね6人に1人（17.0%）が非常持ち出し品の準備を行っていませんでした。

Ⅱ

災害に備える民児協組織体制整備に関する調査

所属区域の概況

(1) 民児協として、個別避難計画の作成に協力しているか

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 協力している	142	52.6%	56	47.9%	198	51.2%
イ. 協力していない	86	31.9%	39	33.3%	125	32.3%
ウ. 自治体で作成をしていない	28	10.4%	17	14.5%	45	11.6%
エ. その他	14	5.2%	5	4.3%	19	4.9%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

個別避難計画の作成にあたっては日ごろから避難行動要支援者名簿に掲載されている住民との接点がある介護支援専門員などの福祉専門職のほか、民生委員児童委員などの地域関係者の参画を得ることが重視されています。全道的にはおよそ半数（51.2%）の民児協が個別避難計画の作成に協力していることがわかりました。

(2) 行政及び関係機関から受けている災害に関する協力要請

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 啓発活動（防災チラシの配布等）	108	40.0%	17	14.5%	125	32.3%
イ. 防災関係研修会への参加要請	129	47.8%	19	16.2%	148	38.2%
ウ. 防災訓練の参加依頼	86	31.9%	22	18.8%	108	27.9%
エ. 避難所運営への協力依頼	32	11.9%	4	3.4%	36	9.3%
オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携	63	23.3%	17	14.5%	80	20.7%
カ. 防災会議の委員としての参画	24	8.9%	1	0.9%	25	6.5%
キ. 防災士や防災マスター等の資格取得	3	1.1%	2	1.7%	5	1.3%
ク. 特になし	98	36.3%	64	54.7%	162	41.9%
ケ. その他	1	0.4%	5	4.3%	6	1.6%

(n=387)

「ケ. その他」の具体的な内容…要配慮者名簿作成の情報収集／防災知識の習得等に向けた視察研修／防災マップの作成／避難行動要支援者名簿の情報共有

【篠原氏のコメント】

市町村は災害対策基本法に基づき、支援関係者とともに訓練を実施することが義務付けられ、道社協が作成する災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルにおいては民生委員と連携したニーズ把握などの具体的展開が示されていますが、そうした取り組みへの協力要請が得られない委員は全道で4割を超えていることがわかりました。

要援護者等の個人情報管理

（３）「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」等の個人情報の保管・管理方法

● 個人情報の保管方法

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 定めている	151	55.9%	39	33.3%	190	49.1%
イ. 定めていない	119	44.1%	78	66.7%	197	50.9%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

● 個人情報の更新方法

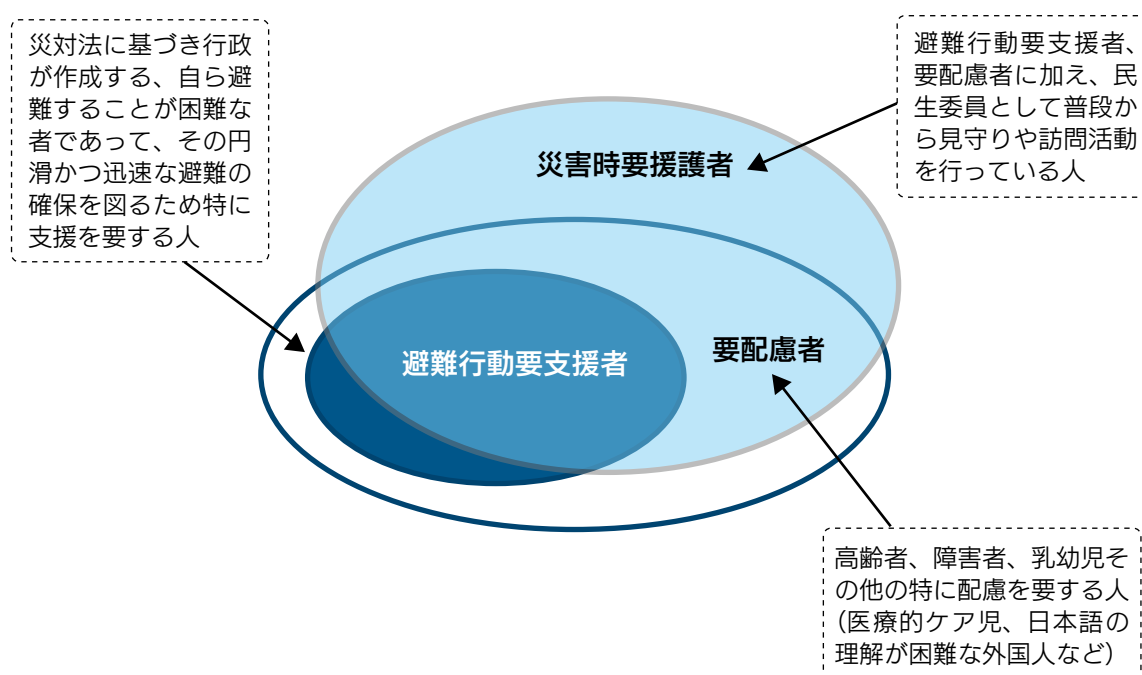
区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 定めている	141	52.2%	35	29.9%	176	45.5%
イ. 定めていない	128	47.4%	82	70.1%	210	54.3%
欠 損 値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

国は自治体に対し避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報漏えい等の防止に必要な措置を図ることを求めています。民生委員に提供された個人情報の保管や更新方法については市町村のルールや指示に基づき適切に取り扱うことが求められますが、全道では保管と更新いずれも半数を超える委員が方法を定めていないことがわかりました。

〈災害時に支援が必要となる人たちのイメージ〉



平時における体制整備

(4)「災害が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先」を所属委員に対し周知徹底しているか

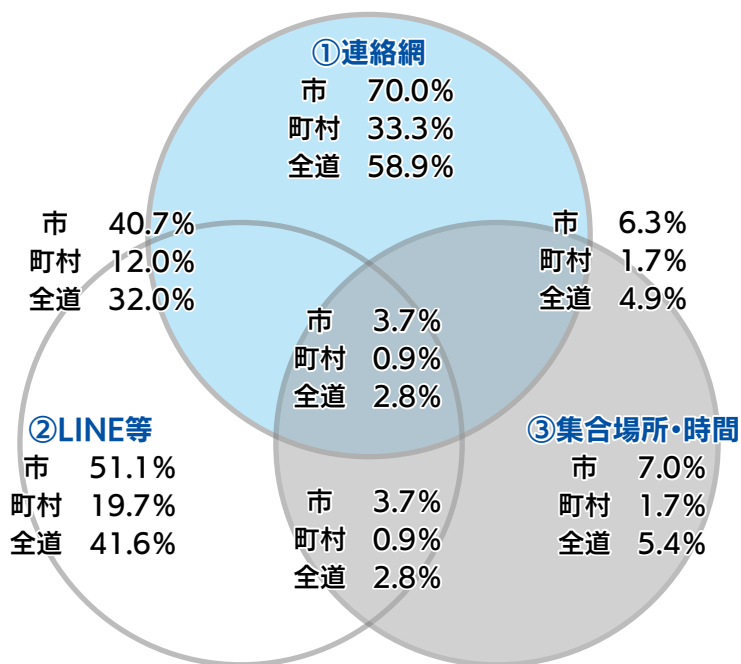
区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 周知徹底している	235	87.0%	87	74.4%	322	83.2%
イ. 周知徹底していない	34	12.6%	29	24.8%	63	16.3%
ウ. その他	1	0.4%	1	0.9%	2	0.5%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

災害に備える民生委員児童委員活動は、民生委員制度創設90周年事業以降、災害時の民生委員の犠牲者の発生など様々な教訓を経て改訂されてきました。そのため、最重視される考え方は自らと家族の安全確保と率先避難です。道内では6民児協に5つ程度(83.2%)が徹底していることがわかりましたが、市と町村では取り組みに大きな差が生じています。

(5) 発災時の委員間の連絡方法等についてあらかじめ申し合わせや設定をしているか



「④その他」の具体的な内容

集合場所として町会会館／名簿に連絡先を記載／分担してTELで連絡／連絡網を使用し連絡／地区センター掲示等／発災時には個別に／全委員災害時備品ザック装備／LINEをしていない人にはメールや電話／防災ラジオ／少数の委員のため常時連絡できる体制／役員間のLINE活用／安全が確保できた時点で会長より各委員に活動詳細発信／班ごとに連絡／各担当地区の民生委員と事務局の連絡網／事務局から各委員へ連絡

【篠原氏のコメント】

道内では連絡網の作成をしている民児協は5民児協に3つ程度(58.9%)、LINE等の活用をしている民児協は5民児協に2つ程度(41.6%)、集合場所や集合時間を事前に設定している民児協は18民児協に1つ程度(5.4%)でした。全てに取り組んでいるのは11民児協のみでした。避難先からでも連絡が取りあえるように連絡先を固定電話に限定せず、携帯電話やLINE等のメッセージアプリの活用がポイントになります。

(6) 発災後、民児協機能回復へ向け、臨時定例会の開催について申し合わせをしているか

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせしている	21	7.8%	1	0.9%	22	5.7%
イ. 申し合わせしていない	248	91.9%	116	99.1%	364	94.1%
欠 損 値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

災害発生時には民生委員協議会を早期に開催し、個々の民生委員のサポートを行うことや住民支援に関する協議を行うことが求められます。災害発生時の民児協機能の回復に向けた臨時定例会の開催について、申し合わせをしているのは、18民児協に1つ（5.7%）の割合でした。

(7) 災害ボランティアセンターや社会福祉協議会との連携、協力内容等の事前申し合わせをしているか

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせしている	49	18.1%	12	10.3%	61	15.8%
イ. 申し合わせしていない	221	81.9%	105	89.7%	326	84.2%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

災害時の民生委員の活動として、「必要な人に支援が届くように配慮する」ことが重視されています。支援には法制度に基づく公的支援ばかりではなく、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターやNPO等による民間支援もあります。道内で市町村社協や災害ボランティアセンターとの連携について申し合わせているのは6民児協に1つ程度（15.8%）の割合でした。

災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況

(8) 定例会等におけるハンドブックの活用

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. よくしている	16	5.9%	2	1.7%	18	4.7%
イ. わりとしている	44	16.3%	10	8.5%	54	14.0%
ウ. あまりしていない	145	53.7%	54	46.2%	199	51.4%
エ. していない	65	24.1%	51	43.6%	116	30.0%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

道民児連では北海道胆振東部地震等の過去の災害の教訓と災害時の北海道特有の状況を踏まえ全民児連が発行するハンドブックとは別に「北海道版 災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を作成しています。このハンドブックを定例会で活用しているのは、「ア. よくしている」「イ. わりとしている」をあわせても5民児協に1つ程度（18.6%）でした。



(9) 災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせおよび意識共有

基本的な考え方（3項目）

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- ② 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- ③ 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

区 分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. よくしている	12	4.4%	1	0.9%	13	3.4%
イ. わりとしている	31	11.5%	12	10.3%	43	11.1%
ウ. あまりしていない	131	48.5%	41	35.0%	172	44.4%
エ. していない	96	35.6%	63	53.8%	159	41.1%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

(n=387)

【篠原氏のコメント】

災害時の民生委員児童委員活動では、上記の3項目を基本的な考え方として整理しています。これらの意識共有をしているのは「ア. よくしている」「イ. わりとしている」をあわせても7民児協に1つ程度（14.5%）でした。

※令和7年度版ハンドブックでの基本的な考え方（3項目）は以下となります。

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保を最優先する
- ② 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する
- ③ 地域において支援を必要とする人に、必要な支援がもれることなく届くように配慮する

令和7年度 災害に備える 民生委員児童委員活動および 民児協組織体制整備に関する 調査報告書 ダイジェスト版

発行日 令和8年3月

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

〒060-0002
札幌市中央区北2条西7丁目1番地
かでの2.7 4階
TEL 011-261-2181

報告書データは、本連盟ホームページに掲載しています。
本資料は、赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。

道民児連 検索

